資料４

# 計画策定基本方針(案)

～美幌町高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業計画～

美幌町では、今後もますます高齢化が進む中で、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年（平成 37 年）を見据え、「第 5 期の取組を承継発展させる」とともに、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で安全・安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」を実現するため、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする 「美幌町高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定します。

## １．介護保険・高齢者生活支援サービスの充実

（概　要）

高齢者が介護や支援を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が続けられるように、居宅サービスやさまざまな生活支援サービスの充実を図ることにより、高齢者の心身の状態や生活環境に即したサービスの提供を進めます。

また、居宅での生活が困難になった場合のために、介護保険施設の計画的な整備について引き続き検討を進めます。

（項　目）

①　介護保険サービスの充実
②　高齢者福祉在宅サービスの推進
③　高齢者生活支援サービスの推進
④　居住系サービスの充実

## ２．生きがいづくりの支援

（概　要）

高齢者が生きがいを持って地域とのかかわりを保ちながら暮らしていけるように、社会参加のためのさまざまな活動を支援します。

活動のきっかけづくり、活動の場や機会の提供、活動団体への支援などを進めます。

（項　目）

①　社会活動参加の促進

② 高齢者の就労に対する支援

③ 生涯学習・文化・スポーツ活動機会の充実

### ３．認知症高齢者等対策

（概　要）

認知症になっても本人やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、認知症に対する町民の理解を一層深めるための取組を進めるほか、本人とその家族を支援する相談支援体制及びネットワークの構築、サービスなどの整備・強化を図ります。

（項　目）

① 認知症の相談窓口の周知

② 認知症に関するネットワークの強化

③ 認知症の理解の促進

④ 権利擁護事業の促進

⑤ 認知症高齢者等に対するサービスの整備

⑥ 認知症高齢者等及び家族に対する支援

### ４．高齢者虐待防止・権利擁護対策

（概　要）

相談窓口や関係機関のネットワークによる高齢者虐待の防止への取組、金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護に関する施策を推進します。

（項　目）

① 高齢者虐待窓口と対応

② 高齢者の権利擁護

③ 高齢者虐待防止への地域での取り組み

### ５．地域包括支援センター機能充実と適正運営

（概　要）

これまでの総合的な相談対応や地域と密着した各種予防事業、普及・啓発等に加え、地域包括ケアシステム構築に向けた地域の介護予防の拠点として各関係団体等との連携を深め、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。

また、適正な事業運営を確保するため地域包括支援センター運営協議会を中心として情報・意見交換を実施します。

（項　目）

① 事業の内容

② 地域包括支援センター運営協議会の設置

③ 地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの推進

## ６．介護予防日常生活支援総合事業の推進

（概　要）

一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等が急速に増加し、特に軽度の方を中心に生活支援ニーズの高まる中、給付に馴染まない多様な生活支援サービスが地域で多様な主体により提供される体制の構築が重要となってきていることから、今回、訪問介護、通所介護の予防給付の一部が、町の生活支援サービスに移行され、既存の生活支援サービスを含めた新しい支援総合事業が開始されることとなります。

生活機能の低下した高齢者の自立支援のためには心身機能・活動・参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要と考え、これまでの「介護予防事業」をはじめ、「生活支援サービス」及び「予防給付からの移行事業」について発展的な見直しを推進します。

（項　目）

① 事業の概要

② 介護予防・生活支援サービス事業

③ 一般介護予防事業

## ７．健康づくり・疾病予防の推進

（概　要）

健康診査などの保健事業の充実により、生活習慣病などの早期発見、早期治療を進めて、高齢者の健康の保持を図ります。

また保健福祉総合センターしゃきっとプラザなどにおいての利用促進を図り、健康づくり事業を実施します。

（項　目）

① 保健福祉総合センターしゃきっとプラザの利用促進

② 健康教育・健康相談・訪問指導

③ 健康診査・特定健康診査・特定健康指導

## ８．地域包括ケアシステムの充実

（概　要）

介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、身近な相談窓口の充実により速やかなニーズの把握に努め、医療・介護・予防・生活支援などの適切なサービスが円滑に提供される体制づくりを進めます。

とりわけ各関係機関のネットワーク機能の強化、一体的に対応できる相談体制の強化、自治会単位などでの見守り・支え合いなど地域で支える体制づくりを推進します。

（項　目）

① 地域包括支援センターを核とした体制の整備

② 見守り・支え合い体制の整備

③ 地域関係団体との連携

④ 生活支援サービスの充実強化

⑤ 地域ケア会議の推進

⑥ 認知症施策の推進

## ９．生活環境の整備

（概　要）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、冬期間の生活環境の整備、災害時における避難支援、買い物支援などの支援強化を図ります。また住環境の充実、日常の移動手段確保について検討します。

（項　目）

① 冬期間の生活環境の整備

② 災害時における避難支援

③ 買い物支援

④ 住環境の充実、日常の移動手段確保